

ライセンス証書

AMU-MT-HWB1

ハードウェア・センドバック保守・初年度・1年間

第1条(目的)

本サービスでは、ライセンス証書に定めたハードウェアに対し、次の各号に定める業務を請け負います。

1 保守サービス

(1) 電話、FAX、電子メールによる技術相談サポート

2 修理

ハードウェアに故障が発生した場合、必要な修理を行います。

(1) 異常の有無の点検、診断

(2) 不良部品の交換および調整

(3) ハードウェア障害の復旧

ライセンス期間内にハードウェアの故障が発生した場合は、故障したハードウェアをアミュレットサポートセンターにお客様が送付し、アミュレットが修理してユーザに返却します。

第2条(費用)

1 保守ライセンスの金額は、納品後1年間無償となります。

2 保守にかかる送料については以下のように定めます。

(1) 故障したハードウェアの送料はユーザが負担し、修理完了品の送料はアミュレットが負担します。

3 保守費用は以下の場合には別途有償となります。

(1) ユーザまたは第三者の故意・過失または不適切な使用に起因する故障および損傷の修理・調整

(2) 当社以外からご購入されたハードウェアおよびソフトウェアのインストールに起因する故障および損傷の修理・調整

(3) 製品納品後の輸送・移動時の落下、振動および衝撃など、取り扱いが不適当なために生じた故障および損傷の修理・調整

(4) お客様の梱包不備(衝撃に弱い梱包箱・梱包材の不使用および不適切な梱包方法など)による輸送中に生じた損傷の修理・調整

(5) 火災・地震・水害・落雷・その他天災地変・公害・塩害および異常電圧など、不慮の事故により生じた故障および損傷の修理・調整

(6) 消耗品類の交換(キーボード、マウス、データ保持用電池など)

(7) 当社出荷消耗品以外の使用に起因する故障および損傷の修理・調整(OS インストール不可能な場合も含まれます)

(8) 通信環境(インターネット、パソコン通信など)を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはその他のソフトウェアによって引き起こされた損傷の修理・調整

(9) お客様ご自身が修理や改造、パーツの追加を実施した製品に生じた故障および損傷の修理・調整

(10) コンピュータシステムのストレージ内のデータの取り扱い

(11) コンピュータウィルスにより生じた損傷の修理・調整(データ破損など)

(12) 付属以外の AC ケーブルを使用し発生した故障及び損傷

第3条(契約期間)

- 1 本サービスの期間は、ライセンス証書に記載の通り1年間とします。
- 2 前項に定める契約期間満了日の1か月前までにお客様から申し出があれば「2年度以降」の契約に移行できますが、無ければ契約は終了とします。

第4条(保守の委託)

- 1 本サービスの期間中、お客様はライセンス証書記載のサービスをアミュレットに委託し、契約料金を支払います。
- 2 アミュレットは、本契約上の作業をアミュレットの指定するサービス機関に代行させる事ができるものとします。

第5条(データの保護)

お客様は、ハードウェアの故障によりデータが破損する場合に備えて、データを保護する適切な防護措置を講じるか、または必要に応じてデータを再生することができるよう配慮します。

第6条(保守時間)

- 1 保守は以下の就業時間内に行われるものとします。
 - (1) 午前10時から午後6時まで
 - (2) 土曜日及び日曜日、並びに祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

第7条(保守に関する協力)

- 1 お客様は、ハードウェアの保守業務を円滑に行えるよう以下の通りアミュレットに協力します。
 - (1) 設置場所への出入りの保証
 - (2) 保守に要する時間およびスペースの提供
 - (3) 保守に要する電力、用紙等消耗品の無償提供
 - (4) 別途定めるハードウェア設置環境条件の遵守
 - (5) 保守の日程は、事前にお客様と協議の上、これを取り決めます。

第8条(契約料金の支払い)

アミュレットはお客様に対し、ライセンス証書に基づく料金をライセンス効力発生月末締めにて請求します。お客様はこれを翌々月末までに現金または銀行振込にて支払うものとします。契約更新の場合も同様の条件とします。尚、お客様の都合により途中解約がなされた場合には、契約料金は返還されません。

第9条(特別保守料)

- 1 次の各号に掲げる保守は別途有償とします。対応する時刻、平日、平日外、人数、場所によって技術料を1時間毎に定めるものとします。
 - (1) お客様の要請によるハードウェアの撤去・運搬等の移動もしくは位置の変更に伴う作業
 - (2) お客様の故意・過失による故障の修理作業
 - (3) 天災・戦争・内乱その他甲乙いずれの責にも帰すことの出来ない事故による故障の修理
 - (4) ハードウェアの改造または外装の塗装および修理
 - (5) アミュレットまたはアミュレットの指定するサービス機関以外により修理または改造が行われよる故障の修理
 - (6) 正常動作中におけるオーバーホール(分解点検修理)
- 2 保守料金は以下のように定めます。

保守項目	型番	単価
交通費・往復・1名	AMU-MT-EXTR	時価
宿泊費・1泊・1名	AMU-MT-EXAC	¥12,000
技術料 平日・通常時間(10:00-18:00)・1名・1時間	AMU-MT-EXTC-WDWT-1H	¥10,000
技術料 平日・早朝および夜間(6:00-10:00, 18:00-22:00)・1名・1時間	AMU-MT-EXTC-WDOT-1H	¥12,000
技術料 平日・深夜(22:00-翌6:00)・1名・1時間	AMU-MT-EXTC-WDMN-1H	¥16,000
技術料 土日祝祭日・通常時間(10:00-18:00)・1名・1時間	AMU-MT-EXTC-HDWT-1H	¥15,000
技術料 土日祝祭日・早朝および夜間(6:00-10:00, 18:00-22:00)・1名・1時間	AMU-MT-EXTC-HDOT-1H	¥18,000
技術料 土日祝祭日・深夜(22:00-翌6:00)・1名・1時間	AMU-MT-EXTC-HDMN-1H	¥24,000

- (1) 交通費は派遣場所が首都圏内(東京フリーきっぷエリア内)及びつくば市は無料とします。
- (2) 作業時間の算定は派遣員がお客様の事業所もしくは作業ができる場所に到着した時より作業完了までとします。
- (3) 作業時間が1時間未満の場合はこれを1時間とします。
- (4) 15分を超えるごとに1時間当たりの料金も1/4の料金を加算する。但し15分未満の時間はこれを15分とします。

第10条(保守部品)

1 保守に使用する部品のうち、下記の部品はお客様の負担とします。

- (1) マウス、キーボード、ディスプレイ
- (2) 電池、バッテリー

第11条(料金の改定)

本サービス料金、特別保守料等は公課金の新設、および増額、ならびに経済事情の変動により必要のある場合は、お客様とアミュレットの協議の上これを改訂できるものとします。

第12条(秘密保持義務)

1 アミュレットは、お客様から提供を受けた情報(書面によるか口頭によるかを問わない。)について、第三者に対し開示、漏洩、又は提供してはなりません。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) お客様から提供を受けた時、既に所有していた情報
- (2) お客様から提供を受けた時、既に公知であった情報、又は、その後自らの責に帰さない事由により、公知となった情報
- (3) お客様から開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく合法的に第三者から取得した情報
- (4) お客様から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (5) 第三者への開示又は提供について、事前に書面によりお客様の承諾を得た情報

2 アミュレットは、お客様から提供を受けた情報について、本サービスの目的の範囲内でのみ使用するものとします。

3 アミュレットは、お客様から提供を受けた情報のうち、個人情報(特定の個人を識別できる情報をいう。)

については、アミュレットにおいて嚴重に管理の上、本サービスの遂行に係る必要最小に限定された従業員のみで取り扱うこととし、それ以外の者に貸与譲渡等してはならず、又複製等もしてはならなりません。

4 本条の規定は、本サービスが終了した後も有効に存続します。

第13条(損害賠償)

1 アミュレットは、本サービスの各条項に違反し、もしくは故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、本サービス契約金額を上限として、当該損害を賠償する責めを負うものとします。

2 アミュレットは、本サービスを履行するに当たり、第三者に損害を与えた場合は、本サービス契約金額を上限として、その損害の賠償を行うものとします。

第14条(解約)

お客様またはアミュレットは相手方が本サービスに定める条項の履行を怠った場合には、相手方に文書による催告を行った後、さらに契約履行の誠意がないと認めるときは、文書による10日前の予告により本サービスを直ちに解約できることとします。

第15条(免責)

天災・戦争・内乱・テロ・労働争議・不可抗力の事故その他アミュレットの責に帰することのできない事由により本サービスを履行できない場合、アミュレットは免責されるものとします。

第16条(消費税)

本サービスに基づく取引に課せられる消費税(保守およびサポート料金に消費税の税率を乗じた額)をお客様はアミュレットに対し支払うものとします。

第17条(協議事項)

1 本サービスに定めない事項または本サービスの履行につき疑義を生じた場合は、お客様およびアミュレット双方により誠意をもって協議の上円滑に解決を図るものとします。

2 本サービスについてお客様とアミュレットが協議を要するものにつき協議が整わない場合、その他本サービスを履行する際にお客様とアミュレットの間に紛争が生じた場合において訴訟により解決しようとするときは、東京地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。